

介護サービス
解説シリーズ
No.10

今月のテーマ

住宅改修

～自宅での生活を
安全に過ごすために～

年齢を重ねると身体機能に様々な変化が生じるため、元気な時には気にならなかったちょっとした段差やトイレの立ち座りのときの痛みなど、日常的に気になること、不安なことが増えてきます。住宅内での事故の多くは、そういった身体機能の変化と住環境が関係して起きていると考えられます。現在の住宅の構造に不安や不便を感じたら、介護保険を使った住宅改修により、より安全、快適な暮らしを送れるよう考えてみましょう。

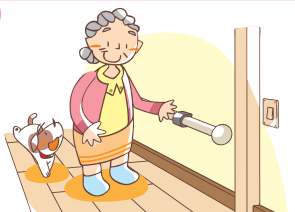
介護保険を使った住宅改修とは

自宅での生活に支障がないように、身体状況に配慮した住宅の改修で、一人当たり20万円までの住宅改修を行うことが可能です。かかった費用の1割（平成27年8月以降は、一定以上の所得のある方は2割）分は自己負担になります。

対象となる工事は以下の通りです。

介護保険が適用される住宅改修

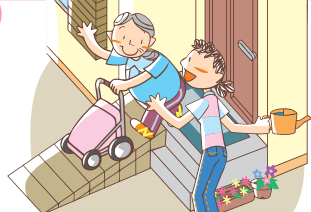
1



トイレ・浴室・洗面所・廊下・
玄関まわり・階段など

手すりの取付

2



玄関・廊下・居間・トイレなど

段差の解消

3



階段・浴室・玄関まわり・和室など

すべり防止

4



トイレ・浴室など

引き戸などへの取り替え

5



トイレ（便器の位置・向きの変更も）

洋式便器などへの取り替え

6



トイレ手すり設置のための
下地工事など

付帯して必要な工事

注) 介護保険を使った住宅改修が行えるのは、要介護認定を受け要支援または要介護となった人です。また、工事を行う前に申請手続きが必要となりますので、事前にケアマネジャーや区役所の介護福祉課へご相談ください。

